

開示請求を行う者以外の全ての遺族	氏名	住所	死者情報の本人との関係	委任又は同意の有無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「住所及び居所」欄は、住所と居所が同一である場合は居所は記載不要です。
- 3 「開示請求を行う者と死者情報の本人との関係」欄について、2親等の血族又は1親等の姻族が開示請求を行えるのは、死者情報の本人の配偶者、子及び父母の全てが死亡している場合に限りです。
- 4 開示請求を行うとする者は、この請求書を提出する際に以下の書類を提出してください。

	死者情報の本人の遺族	死者情報の本人の遺族の委任を受けた代理人	それ以外の者
① 本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等）	○	○	○
② 遺族の資格を証明する書類（戸籍謄本等）	○ (請求者本人)	○ (委任者本人)	○ (遺族全員)
③ 遺族全員の委任状	—	○	—
④ 遺族全員の同意書	○	—	○

- 5 開示を受ける前に遺族の資格を喪失したとき、遺族の委任を受けた代理人の資格を喪失したとき又は遺族全員の同意を受けた者の同意が取り消されたときは、直ちに資格喪失届によりその旨を届け出てください。
- 6 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、南砺市死者情報の取扱いに関する要綱別表第2に定める当該写しの作成の費用を負担いただきます。
- 7 電磁的記録については、技術的な事情により、希望した方法による開示を実施できない場合があります。